

午前十時開議

○**畠山晋一委員長** ただいまから都市整備常任委員会を開会いたします。

○**畠山晋一委員長** 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第二回区議会定例会提出予定案件について、議案①世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

○**菊池建築調整課長** それでは、世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

一ページを御覧ください。本件については、第二回区議会定例会に提案するものでございます。

1 改正理由でございます。「東京都市計画外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画」の地区計画が都市計画決定されたことに伴い、世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例——以下「建築物制限条例」と言います。これに当該区域及び関連する区域の地区整備計画の制限内容を追加・変更する必要があるため、建築物制限条例の一部を改正するものです。

続いて、2 改正内容でございます。右上のページ番号二ページ、別紙1を御覧ください。建築物制限条例改正に関連する地区計画や法令改正の概要となります。

1 ㊦が対象区域となりまして、赤い点線で囲った範囲が今回新たに追加する地区計画の範囲となります。㊧が関連する地区計画との関係を示しておりまして、横線のハッチングで示した二地区が、本地区計画の策定に伴い地区の全てが重複するため廃止する地区計画となり、西部地域喜多見地区の格子のハッチングで示した二地区が、重複する一部について除外される地区となります。また、斜めのハッチングで示した地区については面積変更のみの地区となり、建築制限条例の変更はございません。

三ページに移りまして、㊨地区整備計画で制限する内容についてです。①から⑥の制限を、建築物制限条例の別表1と2に追加いたします。

㊩、㊪については、二ページ目でお示した廃止する地区と除外する地区となります。それぞれ条例の別表について廃止、除外をいたします。詳細については四ページ目以

降に添付しましたので、後ほど御確認ください。

一ページにお戻りいただきまして、3 施行予定日です。施行予定日は、公布の日となります。

御説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**山口ひろひさ委員** その後を読めば分かるのかもしれませんが、既存の区域から一部除外するエリアと、面積のみの変更というのがある、この違いは何ですか。

○**菊池建築調整課長** 一部除外については、この西部喜多見地区の中に、ちょっと字が小さくて申し訳ないのですが、もともと住宅地区というのが入っておりまして、もともと入っていたのが喜多見東住宅地区と喜多見東沿道地区という地区計画が別に入っておりまして、そこについては、今回新しく東名ジャンクション地区計画が入ってくるので、重なってくるので、その部分を除外していきます。

面積のところについては、同じところで見いただきますと、住宅地区というのが全面にかかっている一部に重なってきますので、制限自体は東名ジャンクションが入るのですが、住宅地区については制限の対象面積だけが変わっていくという表記の仕方になりますので、ちょっと表のつくり方の問題で、除外するところと、面積だけが変わってくるところというやり方になっておりますので、説明としてはなかなか難しいところではあるのですが、表のつくり方としてそのようになっていると御理解いただけるとありがたいと思います。

○**畠山晋一委員長** 次に、②世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明をお願いします。

○**渡邊都市デザイン課長** 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、1の改正理由ですが、バリアフリー法の委任条例である東京都の「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」の改正により、劇場等の客席に係る基準が付加されたことから、同じくバリアフリー法の委任条例である本条例の一部を改正し、同様に基準を付加し、必要な規定の整備を行うものです。

2 主な改正理由です。二ページ、別紙1、改正の概要を御覧ください。改正の経緯としては、記載のとおり、令和六年にバリアフリー法施行令改正、その改正を踏まえて、令和

八年に東京都の条例改正がございました。それぞれの改正内容は記載のとおりですが、東京都が国の基準に対して強化した内容となるよう基準を付加したことから、世田谷区も東京都と同等となるよう改正いたします。

なお、今回対象となるのは、主に延べ床面積千平米以上の劇場等となります。具体的な改正内容としては、客席における車椅子利用者用スペースに関するもので、大きく三点ございます。

一点目は、法を強化した内容となっている設置数です。座席数に応じて、設置する数や各階への設置を定めたものです。座席総数に対する車椅子利用者用スペースの比率が、法の〇・五%に対して、都は階ごとに〇・七五%と強化しております。

二点目は、東京都が追加した内容として、隣接配置です。同伴者席の設置や、二つ以上隣接して車椅子利用者用スペースを配置する規定です。

最後の三点目も追加の内容となりますが、分散配置です。車椅子利用者用スペースを横方向、縦方向に分散して配置することで、高齢者や障害者の方などが障害のない方と同様に客席の位置を選択できるようにする規定となります。

座席数に応じて適用される規定が変わりますが、詳細については、東京都が作成した考え方を二七ページの参考資料1として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、参考までに、本条例改正の内容に対して、現状、区内の区民会館等がどのような状況になっているか確認しましたので、併せて御報告いたします。二九ページの参考2を御覧ください。

区の公共施設としては、記載のとおり、せたがやイーグレットホール、各地域の区民会館、パブリックシアター、シアター ترامがございまして、現状で改正後の基準を満たせない施設については、烏山区民会館、パブリックシアターとなっております。

既存施設に対して改正基準は適用されませんので、直ちに改修などの対応が必要となるわけではございませんが、既に施設管理者に情報提供をするとともに、今後の施設改築や大規模な改修等の際に基準に適合するよう整備する方向性を確認したところでございます。

かがみ文にお戻りいただいて、3の施行予定日です。東京都と同日の令和八年十月一日を予定しております。

続いて、4条例改正新旧対照表ですが、三ページ以降に別紙2として添付してございますので、後ほど御確認願います。

最後、5その他でございます。本条例の改正に伴い、世田谷区ユニバーサルデザイン推

進条例施行規則に規定している「観覧席及び客席」の基準も、今回改正を行うバリアフリー建築条例と同等の基準となるよう改正を予定しております。こちらは議案ではございませんが、併せて御報告します。

私からは以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、③世田谷区立公園条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を願います。

○**中杉公園緑地課長** それでは、令和八年第二回区議会定例会提出予定案件の世田谷区立公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1 改正理由及び2 改正内容としては、世田谷区立玉川野毛町公園拡張区域における、事業者による飲食店の設置・運営に当たり、公園施設の設置等に係る使用料を徴収するため、条例第五条の4、別表第2に種別、単位、使用料を加え、備考を改正するものでございます。

玉川野毛町公園の飲食店について、右肩二ページを御覧ください。1 主旨についてですが、区では、玉川野毛町公園拡張区域内に設置する拠点施設において、公園利用者に対し飲食物を提供し、利便性及び滞在満足度の向上を図ることを目的として、飲食店の設置・運営を拡張区域の管理運営事業者に担わせることとしております。

2 場所については、記載のとおりでございます。

3、開始日についてですが、玉川野毛町公園の拡張区域は、令和八年七月十八日開園に向けて、今、調整しておりますので、同日運営を開始する予定です。

一ページ目にお戻りください。3、条例改正施行予定日は、拡張区域の開園予定日、令和八年七月十八日でございます。

4 条例改正新旧対照表については、右肩五ページを御覧ください。別表第2に種別、単位、使用料を加え、備考を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**岡川大記委員** 野毛町公園のことをお話ししていただいたのですが、二子玉川公園のスターバックスコーヒーは、これとはまた違うということなののでしょうか。すみません、

ちょっと知らなくて、教えていただけたらと思います。

○中杉公園緑地課長 二子玉川公園については、別の料金設定でさせていただいて、今、スターボックス等入っていると思うのですが、その際に公募いただいた金額で使用料を設定しております。

○岡川大記委員 今回のこれが入ったのは、その公募ではないということでの、何か、新たに決めたということなのでしょうか。

○中杉公園緑地課長 今回の使用料、千八百五十九円についてですが、千八百五十九円は、条例で定める使用料について、まず、区内の主要な公園の周辺の土地価格から土地代を算出しております。今回も公募でやっておりまして、プロポーザルの際に土地と同じ金額を最低価格として設定して公募を実施しております。こちらの事業者から同じ金額で提案があったために、結果的に土地と同額の金額となっております。

○岡川大記委員 今後のことをちょっとお伺いしたいと思うのですが、今後はこれ以上の金額で、例えば世田谷区立公園の中に飲食店が入る際は、公募で決まっていくということで、最低ラインが決まったということによかったのでしょうか。

○中杉公園緑地課長 金額は、土地代は三年に一回改定しておりまして、それに合わせて変更していくものと考えております。

○畠山晋一委員長 次に、④財産（仮称世田谷区立北烏山七丁目緑地用地）の取得について、理事者の説明を願います。

○笠原みどり政策課長 それでは、第二回区議会提出予定案件、財産（仮称世田谷区立北烏山七丁目緑地用地）の取得について御説明申し上げます。

1 主旨でございます。仮称世田谷区立北烏山七丁目緑地用地として、本件を取得するに当たって、本件が議決を要する事案となるため、概要について御報告するものでございます。

右肩三ページの案内図を先に御覧いただければと思います。こちらは北烏山七丁目、中心に対象地がございます。こちらの黒塗りの部分は、後ほど御案内しますが、これまで過年度、既に取得し、区有地となっている部分でございます。今回の対象の用地が、この赤で塗っている部分で、現在、土地開発公社が所有しております。

また、こちらの斜め線でハッチングが入っている部分については、まだ事業者が土地を所有しておりまして、今後、土地開発公社による取得、また、区による取得と想定してお

ります。

一ページ目にお戻りください。2 これまでの経過です。まず、令和四年三月、四月に事業者と協定を結び、売買契約を行っております。この中で四分割での取得について契約しております。

その後、順次、先ほど御案内した土地について取得してまいりまして、今回、三回目の取得ということで、土地開発公社より買収していくものでございます。

二ページ目にお移りください。土地の所在地及び地目については記載のとおりです。買収面積は八千三百六十二・〇四平方メートル、買収金額は二十五億一千二百二十六万五千七十五円、契約の相手方は世田谷区土地開発公社、取得の予定日は本年七月を予定しております。

今後のスケジュールでございます。六月の第二回区議会定例会に議案提出の後、七月に財産取得、また、その他の土地については、記載のと通りの取得計画の下、令和十年度以降の整備、開園を目指しております。

御説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、⑤特別区道路線の認定について、理事者の説明を願います。

○**松本道路管理課長** それでは、令和八年第二回区議会定例会提出予定案件でございます特別区道路線の認定について御説明いたします。

1 概要でございます。本路線の区間は、世田谷区北烏山六丁目千六百二十九番二十二でございまして、住居表示で申し上げますと北烏山六丁目三十一番となります。参考欄に記載しております路線延長、幅員、面積、道路の現況は、記載のとおりでございます。

資料二ページの案内図を御覧ください。右下の拡大図の中に記載しております黒塗りの部分が今回、特別区道として道路認定を予定している路線でございます。

当該路線は烏山通りの東側に位置しておりまして、近傍には区立烏山北小学校や昭和大学附属烏山病院がございまして。

本件道路は、開発行為によって道路整備がなされ、区が帰属を受けた道路であり、このたび特別区道路線の認定を御提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、㊟令和八年度主要事務事業について、理事者の説明を願います。

○**佐藤都市整備政策部長** それでは、令和八年度の主要事務事業について御説明いたします。

資料の右上に通し番号がございます。その二ページ目に目次がございますので、そちらを御覧ください。目次に記載のページ番号は、資料の下部に振ったページ番号でございます。本日は右上の通し番号にて説明いたします。

なお、記載する事務事業のうち、令和八年度当初予算概要、令和八年度新規・拡充事業説明、また、世田谷区実施計画推進状況（令和八年三月）、新たな行政経営への移行実現プラン（令和八年三月改定）に該当する取組については、当該資料とリンクするように貼ってございますので、併せて閲覧できるようにしてございます。

これより各部から御説明しますが、御説明に際しまして、会議時間の短縮や簡潔な説明に努めるため、各部の重点事業をさらに絞って説明をいたしますので御了承ください。

○**鎌田砧総合支所長** 私からは、各総合支所街づくり課及び烏山総合支所駅周辺整備担当課の主要事務事業について御説明させていただきます。

資料データ、四ページを御覧ください。木造住宅密集地域の解消でございます。防災性及び住環境向上を図るため、世田谷総合支所及び北沢総合支所の街づくり課で、1の密集事業及び五ページの2の地区防災不燃化促進事業を記載の地区で取り組んでまいります。

六ページでございます。3の不燃化特区制度については、制度実施の四地区において、老朽建物等の除却や建て替えの費用助成により不燃化を促進してまいります。

また、建て替え等に伴う様々な相談や無接道敷地の解消に向け、専門家の出張相談、広報紙の配布等を進めてまいります。

続いて地先道路の整備でございます。七ページから九ページに、各総合支所街づくり課において、地先道路や局所改良等の基盤整備に取り組んでまいります。

次に、九ページ中段から一四ページにかけて、駅周辺街づくりの推進、地区街づくりの推進、拠点まちづくりの促進について、各総合支所街づくり課及び烏山総合支所駅周辺整備担当課が地区の特性に応じた特徴あるまちづくりを進めてまいります。

また、一四ページ下段、千歳烏山駅周辺街づくりの推進では、烏山駅周辺整備担当課が千歳烏山駅周辺の「まち」の未来を多様な主体とともに考えるなど、参加と協働によるまちづくりを促進してまいります。

少し飛びまして、一九ページで魅力あるにぎわいの拠点づくりでございます。世田谷総合支所街づくり課が、三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画である三茶のミライの実現に向け、支援組織を立ち上げるなど、協働による持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、公共交通環境の整備として、玉川総合支所街づくり課が、沿線の地域団体に構成する大井町線街づくり連絡会の活動支援とともに、沿線街づくりに向けた検討を目黒区と連携しながら進めてまいります。

二〇ページでございます。連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくりについては、北沢総合支所街づくり課が、茶沢通りから下北沢駅前広場区間の上部利用施設整備の推進や下北沢駅周辺の都市計画道路の整備を推進してまいります。

各総合支所街づくり課、烏山総合支所駅周辺整備担当課の主要事務事業については以上でございます。

○佐藤都市整備政策部長 続いて、都市整備政策部に関する事務事業について御説明いたします。

二二ページをお開きください。初めに、地区街づくりの推進でございます。各総合支所街づくり課と連携しながら丁寧な説明による合意形成を図り、区民参加を軸としながら、地区計画等の策定及び見直し等に向けた取組を進めてまいります。

次に、二三ページの都市の事前復興でございます。被災後の円滑な都市復興に向け、都市復興プログラムに即した、より実践的な、職員と区民がともに参加する訓練への変更を検討するほか、区民向けに、都市の事前復興に関する講演会を開催するなど、災害に強いまちづくりに区民とともに取り組んでまいります。

続いて、土地利用現況調査の実施でございます。区内の土地及び建物の利用実態を把握するため、おおむね五年に一度実施している調査でございます。都市計画や行政計画の検討・立案等の基礎資料として活用するため、適切に調査を進めてまいります。

続いて、二四ページの都市整備領域業務のDXの推進では、新たな行政経営への移行実現プランに基づき、各関係部署と連携しながら、まちづくりに係る次期システムの開発を行い、新庁舎移転時の稼働を目指してまいります。

また、総合支所街づくり課における各種申請の電子化について、申請件数の多い都市計画法第五十三条許可申請を含む七つの申請を対象に本年度中に開発を行い、稼働させることで区民サービスの向上に努めてまいります。

次に、二五ページの魅力ある風景づくりの推進では、昨年度末に改定した風景づくり計画に基づき、区民と共に愛着と誇りを持てる魅力ある町並みの形成に努めてまいります。

続いて、二六ページのユニバーサルデザインのまちづくりでは、ユニバーサルデザイン推進計画（第三期）に基づき、ユニバーサルデザインの整備誘導及び普及啓発に取り組んでまいります。

続いて、二八ページの建築行政関連事務でございます。建築確認事務等による審査、検査、指導等を行い、安全な建築の誘導を進めてまいります。

二九ページ、公的住宅維持運営、改修工事、また、住宅施策の計画でございます。世田谷区公営住宅等長寿命化計画を改訂し、区営住宅等の長寿命化や再編を検討するとともに、昨年度策定した第四次住宅整備後期方針に基づき、施策の具体化に向け取り組んでまいります。

続いて、三〇から三二ページの住まいの確保と居住支援、マンションの適正な管理・運営への支援、空き家等の地域貢献活用相談窓口の運営では、住宅に関する様々な課題に対応した多様な施策を実施し、快適な住環境の推進に努めてまいります。

都市整備政策部に関する事業の説明は以上でございます。

○山梨防災街づくり担当部長 続いて、防災街づくり担当部に関する事務事業について御説明いたします。

三四ページを御覧ください。木造住宅密集地域の解消については、表に記載した実施地区において、地区特性に応じ、三四ページ①から三五ページ③に記載した制度を実施し、総合支所街づくり課による取組を支援してまいります。

③の不燃化特区については、老朽木造建築物等の除却・建て替え等の費用助成などにより建築物の不燃化を推進してまいります。

次に、三六ページの建築物の耐震化の促進でございます。令和八年四月に改定した世田谷区耐震改修促進計画に基づき、耐震相談や木造住宅の耐震化支援をはじめ、耐震支援制度として三六ページから三九ページに記載した①から⑩の事業を展開してまいります。

次に、四〇ページの建築敷地の安全促進でございます。関係諸法令及び世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針に基づき、①に記載した制度を活用して所有者の取組を支援してまい

ります。

また、②のとおり大規模盛土造成地を対象とする宅地耐震化推進事業について、専門家会議での検証結果を踏まえ、第二次スクリーニング調査を行う際の課題等の整理を行い検討を進めます。

さらに、四一ページ③のとおり、がけ・擁壁の実態や社会情勢等を踏まえ、実情に合った民有地支援の検討を行い、世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針の改定を行います。

次に、四一ページの再開発の促進でございます。共同化による合理的な土地利用及び都市機能の更新を図るため、まちづくりの機運が高い地区への働きかけや検討のための助成金の交付など、総合支所と連携しながら市街地再開発事業や優良建築物等整備事業の促進に取り組んでまいります。

次に、同四一ページの土地区画整理の促進でございます。道路などの都市基盤の整った、災害に強く、良好な環境を整えた市街地整備を図るため、新規地区の掘り起こしなど土地区画整理事業の促進に取り組んでまいります。

次に、四二ページの空家等の対策でございます。管理不全の空家等については、法的措置を視野に入れ対応してまいります。また、ガイドブック「せたがや「家」の終活」を配布するなど周知方法を工夫し、空き家等になる前の予防対策を進めるとともに、世田谷区空家等対策計画（第二次）に基づき各施策を着実に進めてまいります。

なお、今年度、おおむね五年置きに実施しております区内の空家等実態調査を行います。

最後に、同四二ページの狭あい道路拡幅整備の促進でございます。幅員四メートルの道路整備を進めるとともに、一つ一つの案件ごとの整備時期を捉えて近隣にも働きかけ、連続的な拡幅整備も推進してまいります。

防災街づくり担当部に関する事務事業の説明は以上でございます。

○北川みどり ☺ 推進担当部長 続いて、みどり ☺ 推進担当部の主要事務事業について御説明をいたします。

四五ページを御覧ください。初めに、世田谷らしいみどりの保全・創出でございます。「世田谷みどり ☺」の実現に向けて、みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランに基づき、区民・事業者と区の協働により、緑のまちづくりを進めるものであり、四五ページから四八ページまで九つの取組を記載してございます。

緑と水のまちづくりの推進として、緑の普及啓発を進めるほか、緑化助成や緑化地域制

度などによるみどりの創出、樹木・樹林地の保護によるみどりの保全、国分寺崖線樹林地の保全管理、農業公園の管理運営などに取り組んでまいります。

また、次期世田谷区みどりの基本計画の改定に向けまして、みどりの資源調査や区民アンケートを実施するなど、緑の状況や区民意見の把握を行いながら引き続き検討を進めてまいります。

続いて、四八ページ中ほどの公園・緑地の計画的な整備でございます。公園・緑地の都市計画決定や用地取得を進めるほか、四九ページに記載のとおり等々力溪谷公園の拡張や、仮称等々力農業公園などの公園整備や実施設計を進め、公園・緑地の整備を計画的に推進してまいります。

次に、五〇ページを御覧ください。公園等長寿命化改修計画に基づく取組でございます。老朽化する公園施設に的確に対応するため、緑道や公園・身近な広場の改修について五一ページまでに記載の箇所の改修工事などを進めるとともに、公園施設の予防保全型の管理・更新に取り組み、公園利用者の安全安心を確保してまいります。また、公園等長寿命化改修計画の改定に向けた検討を進めてまいります。

最後に、五二ページを御覧ください。公園を活用した税外収入の確保です。公園や園内施設などを活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図ってまいります。

みどり ☺ 推進担当部に関する事業の説明は以上でございます。

○堂下道路・交通計画部長 私からは、道路・交通計画部の主要事務事業について御説明いたします。

五四ページを御覧ください。道路ネットワークの計画的な整備でございます。本事業については「せたがや道づくりプランに」基づき計画的に取り組んでまいります。なお、次期「せたがや道づくりプラン」については、六月末策定に向け作業を進めているところでございます。詳細については、この後、報告事項 ☺ にて担当より御説明いたします。

それではまず、都市計画道路用地取得でございます。用地取得面積は、資料に記載の路線について合計二千六百六十平方メートルの用地取得を予定しております。続いて、その下の主要生活道路用地取得でございます。記載の路線について合計三百十一平方メートルの用地取得を予定しております。

次に、五五ページを御覧ください。主要な生活道路築造でございます。記載のとおり都市計画道路等の道路築造工事について、延長約五百十八メートル、面積約一万四千四百六

十二平方メートルを予定しております。

次に、五六ページを御覧ください。地先道路用地取得でございます。記載の路線等について千七百六十二平方メートルの用地取得を予定しております。

次に、五七ページを御覧ください。地先道路築造でございます。記載のとおり延長約五十メートル、面積約千三百八十五平方メートルの整備を予定しております。

なお、地先道路の整備計画と用地取得については五地域の総合支所がそれぞれ担当し、築造については土木部が担当いたします。

次に、五八ページを御覧ください。公共交通環境の整備でございます。

最初に、鉄道と道路の立体化の促進でございます。京王線連続立体交差事業に要する経費の一部を地方財政法に基づき負担するものでございます。また、東京都との業務委託協定によって、側道に関する測量設計委託のほか、下水道工事、道路工事を進めてまいります。令和七年度の側道整備実績は、延長約百八十メートルでございました。なお、これまでの側道整備の累計実績は約千四百メートル、整備率は約二一％となります。

また、東急大井町線・東横線については、目黒区との協定に基づき鉄道立体化に向けた調査・検討を行ってまいります。

次に、五九ページを御覧ください。交通バリアフリーの推進でございます。交通体系の確保・維持に向けた行政支援として、コミュニティバス運行経費、事業継続維持費、バス運転士魅力アップの支援を実施してまいります。

公共交通不便地域対策については、砧モデル地区におけるデマンド型交通の実証運行について、移動手段の確保に加えて、福祉・健康面や地域の活性化など多様な効果を得られたことから、本格運行に移行しております。

また、他の重点検討地域への展開に向けて、コミュニティ交通導入ガイドラインに基づき、他の重点検討地域においても地域の特性に応じた公費負担を伴うコミュニティ交通の導入・検討に取り組んでまいります。

次に、六一ページを御覧ください。地籍調査事業でございます。資料記載のとおり、今年度は一年目工程の新規四地区、さらに二年目工程として、昨年度から継続している四地区の計八地区で地籍調査事業を進めてまいります。詳細については、この後、報告事項⑤にて担当より御説明いたします。

最後に、六二ページを御覧ください。東京外かく環状道路の整備でございます。現在、国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社が事業を行っております

が、早期に事業が完了するよう、引き続き事業者及び関係機関と連携し、調整を行ってまいります。

また、東名高速と外環の本線トンネルを連結するランプシールドトンネル工事と、おのこのトンネルが分合流する地中拡幅工事などが進められております。工事の安全安心を最優先に実施されるとともに、住民からの問合せなどに対して分かりやすく丁寧に対応し、不安を取り除くよう、事業者に対して引き続き働きかけを行ってまいります。詳細についてはこの後、報告事項⑤にて担当より御説明いたします。

道路・交通計画部の説明は以上でございます。

○畝目土木部長 続いて、土木部から御説明いたします。

資料六四ページをお願いいたします。豪雨対策の推進です。都市型水害対策の推進に向けて、「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき、区民、事業者等の協力等によりまして、雨水貯留浸透施設の設置の促進や、グリーンインフラの普及啓発、新たな事業として、住宅、事業所等における止水板設置費の一部を助成する事業を進めてまいります。

公共下水道枝線建設については、東京都下水道局との受委託協定等に基づき進めてまいります。

続いて、六五ページから六七ページは道路ネットワークの計画的な整備でございます。主要な生活道路築造、地先道路築造について、「せたがや道づくりプラン」等により進めてまいります。

六七ページの中段です。水防対策ですが、土のうの備蓄や土のうステーションの維持管理に努めてまいります。

続いて、六八ページです。無電柱化の推進では、無電柱化整備四カ年計画に基づき、記載の箇所を進めてまいります。

次に、六九ページです。連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくりです。京王線連続立体交差事業の関連側道等の整備に関する測量、設計を進めてまいります。

下段ですが、舗装更新計画に基づく取組、そして七一ページの橋梁長寿命化修繕計画等に基づく取組については、計画的で適切な維持管理及び更新を進めてまいります。

七十二ページでございます。交通安全と事故防止の取組では、交通安全、自転車安全利用、交通ルールやマナーの周知啓発等について、また、第十二次世田谷区交通安全計画の策定に向けて、警察等関係機関と連携して取り組んでまいります。

最後に、七三ページから七五ページです。自転車利用環境の整備では、放置自転車対

策、自転車等駐車場の整備、維持運営、自転車走行環境整備など取組を鋭意進めてまいります。

土木部については以上でございます。

○**畠山晋一委員長** 本日は全体的な説明になっておりますが、御質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、㊦三軒茶屋駅周辺におけるまちづくりの取組みと今後の進め方について、理事者の説明をお願いします。

○**赤堀世田谷総合支所街づくり課長** 三軒茶屋駅周辺におけるまちづくりの取組みと今後の進め方について、御報告します。

一ページ、1主旨を御覧ください。区では、令和四年、三軒茶屋まちづくりの基本計画である三茶のミライ策定以降、おおむね五年間を創成期として、社会実験等による機運醸成を図ってまいりました。今後は成長期というフェーズに入ってまいります。三茶のミライで目指している、地域との協働により、まちづくりを進めていくための推進体制の構築や、さらなる未来像の実現に向けた今後の進め方について報告をさせていただきます。

2のこれまでの取組状況以降を別紙にて御説明します。四ページの別紙1を御覧ください。

令和元年度以降、三茶のミライ検討を契機に開始したまちづくり会議を継続しながら、令和四年度の三茶のミライ策定以降は、茶沢通り等を活用した社会実験、「SANCHASTREET TERRACE」やストリートファニチャーのデザインコンペなどに取り組み、まちづくりの機運醸成を図ってまいりました。

五ページの別紙2を御覧ください。まちづくりの推進体制構築に向けては、令和五年度に地元商店街や大学、企業などで構成する会議体を立ち上げ、推進体制の核となる支援組織の構築に向けて検討を進めてまいりました。

令和七年度には、具体的なアクションを通して検討していくということになりまして、令和七年の十一月にモデルプロジェクトとして、新たな三茶のイベント「三茶縁日」を実施いたしました。

その実施主体として、先ほどの推進体制検討会議という会議体を母体とし、モデルプロジェクト実行委員会の設立に至りました。「三茶縁日」を通して、今後は組織としての体

制や財源などを確立していく必要性を認識し、令和九年度以降の支援組織としての自立を目指し、活動支援に取り組んでまいります。

続いて、三茶のミライのさらなる実現に向けてどのように取り組んでいくか、六ページの別紙3を御覧ください。

創成期においては、主に機運醸成を図ってまいりました。結果、右上に示すような未来像実現につながる新たな取組も生まれているなど、ソフトの取組を中心に、三茶のミライは広がってきております。

一方、特に九つの未来像のうち、ハードを伴う未来像の実現にはまだ時間を要するものでございます。今後、実現に向けては、さらなる検討が必要と考えております。

そこで、成長期に向けては、それらの取組を具体化し、実装につなげるため、（仮称）三茶のミライ推進プランを新たに作成することに取りかかります。主にハード面の未来像に関わる取組に当たりまして、行政としての役割も明確にし、場所や手法等を含めて具体化していくことで実現を図ってまいりたいと考えております。

七ページを御覧ください。推進プランは基本計画である三茶のミライの実施計画的な位置づけで、三茶のミライとは別に作成をいたします。

右ページ、検討体制としては、学識者や町会等地元の方で構成する外部の検討体制と、区の関係部署で構成する庁内の検討体制を構築しまして、まちづくり会議等で区民の意見を拾いながら検討してまいります。

八ページを御覧ください。スケジュールでございます。推進プランは、令和九年度の策定を目指して、令和八年度、今年度より検討を進めてまいります。

九ページの別紙4を御覧ください。その他のまちづくり状況として、三軒茶屋一丁目地区においては、令和四年度より地域と地区計画によるまちづくりを検討しております。また、三軒茶屋二丁目地区、通称三角地帯については、令和七年度より準備組合の活動縮小期間に入っておりますが、現在検討されている再開発事業と並行し、当地区の課題解決のために何ができるか、区としても検討してまいります。

これら三軒茶屋駅周辺における官民によるまちづくりの動きと整合を図りながら、推進プランの検討にも反映してまいります。

最後に、三ページの5今後のスケジュールにお戻りください。記載のとおりですが、本件については五月三十一日開催予定の三軒茶屋駅周辺まちづくり会議において、区民の皆様に対しても情報提供を予定しております。

私からの説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**たかじょう訓子委員** 参加と協働のまちづくりが進められているという報告だったと思うのですね。この間、烏山の再開発の関係で、今年度中に都市計画決定しなければ、烏山の場合は、それ以降は補助金の対象とならないですよということは明らかになってきているのですが、ここでは、表のところ、市街地再開発についてということなども含めて検討されているような説明文になっていたりするのですが、これは三軒茶屋はどういう状況でしょうか。

○**赤堀世田谷総合支所街づくり課長** こちらの推進プランの検討については、市街地再開発事業に限定するものではございません。民間、また行政のまちづくりの事業を含めて総合的に捉えて、三茶のミライ実現のためにどうしていくかを検討するものでございます。

市街地再開発事業の補助金要件については、国の要件の変更もございまして、三軒茶屋の地区において適用できない地区も出てくるかとは思いますが、今回の検討においては、市街地再開発事業以外も、いろいろな手法を検討していくというものでございます。

○**下山芳男委員** その三茶の件ですが、私も随分以前から、その三茶のミライということで、それ以前も、皆さんからの御意見とかをいただいた時期があるのですが、今はやはり、特にこの三角地帯のいわゆるハード面というところですよ。確かに機運というか、いろいろな醸成するようなことは必要だと思うのですが、なかなかハード面に進んでいけないということがあるのではないかと思うので、そういうところは区としては、どういうことが主に理由になっているのかなということを知りたいのですが、お願いします。

○**赤堀世田谷総合支所街づくり課長** 今御質問のあった件は三軒茶屋二丁目地区、三角地帯を中心としたお話だったとは思いますが、当地区においては、ずっと再開発事業の検討が地元のほうでされていると。ただ、地権者、権利者の権利関係も、かなり多様な地権者さんがいらっしゃいますので、区としては今後、再開発以外の手法も考えながら、防災性の向上や、またソフトも含めて、どういうものをあの地区でできるかということを検討していく必要があると思っております。

○**下山芳男委員** そうすると、今までの、こうやったほうがいいのかというような、そういう、何というのだろうか、やり方とはちょっと変えた視点から考えてみるということですかね。

○**赤堀世田谷総合支所街づくり課長** そうですね、三角地帯については、かなり前から再

開発という動きがある中で、区としては、その動きを支援してきたということがございます。

今後は、この推進プランの検討の中で、防災性の向上や三茶のミライ実現に向けて、どういう手法ができるのかを検討していく、そのような姿勢であります。

○**畠山晋一委員長** それでは、ここで理事者の入替えを行います。しばらくお待ちください。お願いします。

○**畠山晋一委員長** 次に、㊦千歳烏山駅周辺の街づくりについて、理事者の説明をお願いします。

○**鈴木烏山駅周辺整備担当課長** 私からは、千歳烏山駅周辺の街づくりについて御報告をいたします。

1 主旨でございます。駅周辺では、都市計画事業などにより、まちが大きく変わる機会を捉え、駅周辺のまちづくりをハード・ソフトの両面から総合的に推進するため、さらなる参加と協働により、駅周辺のまちの将来を考える「ちとからまちづくりフォーラム」を実施しております。

今年度は、これまでに収集したアイデアなどを基に、将来イメージの作成に向けた取組を実施することから、概要について御報告をいたします。

また、駅前広場南側地区における市街地再開発事業は、まちの将来に与える影響が大きいことから、地域住民と再開発事業について意見交換などを行う「街づくり情報交換会」の第三回目を開催しましたので、その結果についても御報告をいたします。

一方で、駅周辺の将来イメージを検討していく上では、将来の地域を担う若い世代の視点や意見を継続的に取り入れることが重要でございます。このため、高校生と地域が連携しながら、地域の魅力や課題に対するアイデア出しから実際の取組につなげていく新たなプロジェクトとして、ちとからまちづくり L a b . を立ち上げることにしましたので、その概要についても御報告いたします。

さらに、駅周辺では、市街地再開発事業に関連する都市計画手続が進められていることから、これらのまちづくりに関連する都市計画手続のスケジュールについても併せて御報告いたします。

続いて、2の区域等については、記載のとおりでございます。

次に二ページ、経緯でございます。今年度は二月に第二回ちとからまちづくりフォーラ

ム、五月に第三回街づくり情報交換会を開催しております。

続いて、三ページを御覧ください。4今年度のちとからまちづくりフォーラムの取組についての概要報告でございます。昨年度は、近隣中学校や高校、児童館などの子ども関連施設の御協力をいただくとともに、児童館フローターや子育て支援コーディネーターなど、様々な団体と連携し、今年度以降に作成する「まちの将来イメージ」に活用するための、まちづくりに関するアイデアや課題などを収集する取組を実施いたしました。

今年度も、多様な世代に参加をいただきながら、昨年度に収集したまちづくりのアイデアや課題などを共有し、将来イメージにつながるテーマ別イメージの作成に向けて意見交換を進めていく考えでございます。

開催概要としては、㉔の開催月ですが、今年の八月から十月に、毎月一回、烏山区民センター三階集会室で、各回七十名程度で開催する予定としております。

まちづくりフォーラムの取組では、将来イメージの町並みを作成する予定ですので、㉕の将来イメージの構成を踏まえ、令和九年度には、オレンジ色の枠内のような将来イメージの町並みイラストを作成する予定で考えております。

続いて、四ページを御覧ください。5ちとからまちづくりL a b. について御説明いたします。こちらは千歳烏山駅周辺の商店街や地域の未来をよりよくすることを目的に、高校生が地域の魅力や課題に対して、若い視点で新たなアイデアを創出し、地域が一体となって実現に向けて検討する取組を新たに開始いたします。

高校生が主体的に参加することで、地域まちづくりへの意識やモチベーションを高め、今後のまちづくりへの継続的な関与につなげていくことを目的としております。

別紙1、八ページを御覧ください。下枠の取組予定ですが、全五回を想定しております。まずはまちの魅力や課題を発見するまち歩きを行いまして、高校生を中心に地域の参加者とアイデア出しを行います。その後、高校生から複数の企画提案を受け、企画決定をし、準備した上で実践に移してまいります。

四ページにお戻りください。参加者の構成ですが、㉖に記載のとおり、都立芦花高校や佼成学園女子高等学校、千歳烏山商店街連合会街づくり委員会、まちづくり活動団体などを予定しております。

実現したアイデアについては、効果や課題などを整理して、第三回のちとからまちづくりフォーラムにて地域の皆様に向けて発表する予定でございます。

続いて、五ページを御覧ください。6駅前広場南側地区街づくり情報交換会の結果報告

でございます。五月十七日に烏山区民センター三階の集会室で、第三回目となる情報交換会を開催いたしました。申込みは百三十八名で、当日は百二十四名の御参加をいただき、終了時刻を一時間以上経過するなど、お忙しい中、多くの方に御参加をいただきました。

説明資料については、別紙2として九ページからおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。当日は、第二回の情報交換会で積み残しとなっております「烏山らしさ」を中心に意見交換を行い、多くの方からの御意見をいただきました。

当日の御意見などを御紹介します。「烏山らしさ」については、タワーは違和感があり、相反し、烏山らしさを失うという御意見や、人と商業施設と公共のバランスのよさが烏山らしさだと思う、多種多様なお店があり、回遊して楽しめる、お店も入れ替わり、常に更新されているなど、高さについて烏山らしくないというお話がある一方で、低層部に関する商業施設については、賛同の御意見などもございました。

また、そのほかでは、代替地を希望される地権者の方の発言や、周囲に関する内容、今後の進め方に関する内容がございました。

そうした中、地域に住む大学生の方からも、本当に危惧すべきなのは街の変化ではなく、街の衰退だと思ってしまうという御発言などもいただきまして、様々な御意見をいただいたところでございます。

そのほか、当日の御意見と回答については、別紙3の七七ページから記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、情報交換会の中で再開発準備組合より、基本設計に当たり、地域住民の需要を把握するため意見を伺える場を区に求めていくとのお話がございました。

第一種市街地再開発事業において、再開発準備組合が周辺住民からの御意見やアイデアをお聞きしたいという姿勢は、全国的にも大変珍しいものとなります。区としては、都市計画決定がなされた場合には、基本設計へ向けたアイデアや御意見などをお聞きするワークショップなどの機会を設け、地域の皆様の御意見も反映するなど、地域が一体となるまちづくりの取組を推進してまいりたいと考えております。

続いて、七ページを御覧ください。7今後のスケジュールでございます。別紙4、九二ページ、最後のページで御説明します。上が駅周辺全体の取組を示したものになっておりまして、下段が駅前広場南側地区の取組となっております。

初めに、駅周辺まちづくりについては、上段、ちとからまちづくりフォーラムの取組として、令和八年八月から十月、テーマ別イメージ作成に向けたワークショップを開催いた

します。令和九年の二月には第三回ちとからまちづくりフォーラムを開催予定でございます。

次に下段になりますが、都市計画の手續についてでございます。四月の第百三十回都市計画審議会において、駅前広場南側地区の内容について、複数の委員から、現地視察をした上で、より丁寧に議論をすべきとの御意見がありましたので、これを受け、都市計画審議会の会長と協議の上、見学会を開催し、駅周辺全体の理解を深めた上で進めることといたしました。

このため、十分な議論と検討の機会を確保することから、当初、八月の都市計画審議会において諮問を予定しておりましたが、八月は議論の機会とし、その後、九月に都市計画法第十七条及び街づくり条例第十四条における公告・縦覧を行い、十一月の都市計画審議会での諮問予定へとスケジュールを変更いたします。

御報告は以上となります。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**たかじょう訓子委員** 私もこの先日のちとからまちづくりフォーラムに参加して、皆さんの御意見なども伺いました。やっとな地権者の方も、こういう事情があるというような思ひも出るようになってきたなというような印象があります。

しかし、一方で、タワマンは要らない、環境にもよくない、将来的にも可能性、まち壊しになってしまうのだとか、住民も住み続けられないものはやめるべきだというような声が、やはりたくさん出ていたというのが実態です。

冒頭、参加者の皆さんから、この内容について、烏山らしさを議論するということがあったのですが、これはもうこれまでも十分にやってきたのに、なぜ今やるのかというような声がたくさん上がっていました。

なので、今やるべきことは、やはり、もっと突っ込んだ議論、再開発でどう変わるのかとか、住民の方が本当に懸念されていることのテーマで、では、議論しましょうというようなフェーズではないかと私も思いました。

そういうことをおっしゃっている参加者もいましたので、今後ぜひその声を参考にさせていただければと思います。

最近の私の得た情報では、国からの補助金が目減りしている再開発事業が増えていきます。それを区の財政で、一般会計から補填するというようなことも聞いておりますので、その辺は今後の事業に大変大きな影響があると思いますので、ぜひ地権者の皆さんと、そ

れがどういう影響があるのかということも含めて話していただけるとよいなと私は思っています。その辺の情報については、区はどのように捉えておられるのか、伺います。

○**小林市街地整備課長** 今、補助金の金額の話について、市街地整備課長の小林からお答えします。

昨今、価格高騰等もあり、補助金については確かに目減りしているというか、満額つかないという状況というのは今あるとは聞いています。ただ、東京都のほうに確認すると、実際幾らぐらい減っているのかとか、配分がどうなのかということについて、問合せした内容については、ちょっとお答えいただけなかったという形です。

区としては、引き続き、補助金を活用して事業を実施していくということであれば、その補助金が停滞のないように、何かしら支援ができるかどうかは、今後、財政とも調整していく必要があるかなと考えています。

補助金については以上です。

○**たかじょう訓子委員** 私が得ている情報だと、三割減っていますという自治体がございます。これが、区財政にもどんな影響があるのかということもありますので、そこは重々検討する必要がありますし、私どもとしては、再開発は非常に危険な事業であって、住民にも地権者にもよくない、周辺の住民にとっても、これだけ反対の声があるということで、やるべきでないということを、改めてここでも言っておきます。

○**畠山晋一委員長** 御要望ですね。

○**たかじょう訓子委員** はい。

○**関口江利子委員** 御説明ありがとうございました。五月十七日、私、ちょっと行くことができなかったのですが、会場の様子の写真などもあります。ここまでの何回かの情報交換会や、まちづくりフォーラムにも参加したのですが、これはやはり住民の方がみんな前を向いて、説明する区や準備組合さんが住民のほうを向くという対面型でやっていらっしゃって、情報交換会で、御意見等というところで、こういう意見がありましたということも羅列してあるのですが、実際、情報の交換、やり取り、私たちはこう考えている、向こうはこう考えている、情報交換会と言うと、車座でやってもよいのではないかなぐらいに私は思ったりもするのですが、そのあたり、本質的な部分で、そういう実のある時間ができたのかということ、ちょっと様子をもう少し詳しく教えてもらえますか。

○**鈴木烏山駅周辺整備担当課長** 当日は、参加者の方からいろいろな御意見をいただいたところではございますが、特定の方が発言している中でも、一人が発言をし過ぎている部

分であれば、ほかの方から、いろいろな方の意見を聞きたいので、少し抑えてくださいよというところもありましたし、いろいろな方から、それぞれの御意見はいただいたところでございます。

そうした中で、確かに反対の御意見をお話しされる方が多かったというところではございますが、アンケートの中では、雰囲気の中で、賛成の声がなかなか出しにくい雰囲気だったというところは、伺っているところはありますので、そういう中で、大学生の方とかも、前向きな御意見をいただいたというところではございます。

なので、今後できるだけ皆さんが話しやすい雰囲気をつくりながら意見交換できるような場をつくっていきたいというところで、今後の情報交換会のやり方についても検討していきたいとは考えております。

○関口江利子委員 ありがとうございます。どんな形であれ、やはり自分たちの住んでいるまちをよくしたいという思いは皆さん一緒だと思うのですが、その中で、まちづくりフォーラムや、これから立ち上がるまちづくりL a b.などで、若い人の声もということ、先ほどおっしゃったような、賛成の意見が言いにくいという人たちの声も吸い上げながら形にしていくのだろうと思うのですが、これまでのまちづくりフォーラムの姿絵とかを見ていると、すごく短期間のイベントを考えているまちの絵というイメージがどうしてもあって、まちは、もっと五十年、百年、二百年という長いスパンで、どのように変化をさせていくのかというところを見ていくものがまちづくりだと思うのですが、そういう持続可能性の視点、五十年たったら、木はこれだけ育つよねとか、人口はこのように変わっていくよねという、その将来がちゃんと見えているものという情報も、ちゃんと提供して、若い世代も、そこを踏まえて、ちゃんとまちづくりを考えていけると。

だから、夢のような姿絵を描くことも、とてもすてきだとは思いますが、まちづくりという視点になったときに、やはり持続可能性の視点も入れていって、こういうラボやフォーラムというものをやっていただきたいなと思います。要望します。

○畠山晋一委員長 御要望ですね。

○佐藤ひろと委員 すみません、ちょっと確認ですが、さっき副委員長が冒頭、市街地再開発事業の補助金が減額されたら、その分を地元自治体が一般財源から補填するということは、そんな予定があるのですか。

○小林市街地整備課長 現時点では、ありません。

○佐藤ひろと委員 ですよ、そんなことは聞いたこともないので、補助金が、例えば、

予定より減額されれば、当然、事業内容を縮小してやるとか、もしくはやりませんというようになることが、一般的な事業だと思うので、何かそういう誤解を生むようなことがないように、しっかり説明していただかないと、当然、そうしたら公共事業になってしまいますから、その点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

○**畠山晋一委員長** よろしいですね。

○**小林市街地整備課長** はい。

○**中塚さちよ委員** この十七日の会に出席させていただいたのですが、先ほどの御答弁とか、また、これまでもよく言われていたことが、反対の方が多く意見をして、賛成の方の意見が出しにくいということをおっしゃられたのですが、これは捉え方だと思うのですが、私が参加した中では、決してそんなことはなくて、確かに熱心な方が、反対の発言をしている方はいましたが、コンサルの司会の方も大変苦慮されて、いろいろな方に当てようとしたり、時間を延長して、丁寧に一生懸命聞かれていたので、決して賛成の方が意見を言いにくいという空気ではなかったのではないかなと、それは主観もあるので、それぞれだと思うのですが、そうした中で、結局のところ、なかなかまだ周知が不十分であったりとか、また、そういう話が出てきた中で、区は一体、今後、説明会とかの運営にも、もっと積極的にやっていくようなお話でしたが、この前のは、結局、民間のコンサルの方に、もう本当に委ねているという現状だったようにも見たので、具体的に区は、今後どのように住民意見を聞いたり、こういう会に関わっていかれるのでしょうか。

○**鈴木烏山駅周辺整備担当課長** 先ほどの、賛成の方の意見が出しにくいという件は、アンケートの中でいただいているような内容になっておりますので、そういうところで、そういう御意見もありましたというところがございます。

区のほうは、今、南側地区のまちづくり、地域の方がこれまで検討してきたところではございますが、区の上位計画やまちづくり方針と照らし合わせて、まちの課題解決や、防災性や、回遊性の向上や、にぎわいの創出という面もありますので、そういうところも含めて、これまで支援をしてきたところがございます。

今後、情報交換会というところも継続するというところでもありますし、駅周辺のまちづくりとしては、ちとからまちづくりフォーラムなどで、地域の方の御意見をいただきながら、まちの将来イメージを作成していきたいと考えております。

あわせて、準備組合で今計画しております地域貢献部分というところにも、地域の方の御意見をしっかりお伝えして、計画していただきたいというところをお伝えしながら、駅

周辺全体のまちづくりを進めていきたいと考えております。

○中塚さちよ委員 結局そういう、何というのですか、場所とか仕組みとかを用意されていらっしゃると思いますし、都市計画審議会は、今回、非常に丁寧に、先生方も、まち歩きとかをやっていただくということで、それはとてもよかったと思うのですが、さっきから申し上げていることは、区は、そうした場所をつくるということだけではなくて、主体的に区民の方と向き合って、意見をいただいていくような、そうしたところに、どのように見える形で関わっていかれるのかということを知っているのですが。

○鈴木烏山駅周辺整備担当課長 区のほうも、駅周辺という話の中で、区民センターの老朽化とかもありますので、公共施設の再編等も含めて、地域の方の御意見等もいただきながら、駅周辺全体を含めて検討を進めているところではございますが、今回、第一種市街地再開発事業というところもありますので、準備組合の皆様にも、まちづくりの方向性をしっかりお示ししながら、まちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

○中塚さちよ委員 何か全然期待した内容がなかなかお答えいただけないので、分かりました。

○畠山晋一委員長 次に、㊦世田谷区立玉川野毛町公園野球場外改修工事の請負契約について、理事者の説明を願います。

○津田公園整備利活用推進課長 私からは、世田谷区立玉川野毛町公園野球場外改修工事の請負契約について御説明いたします。

初めに、1 主旨です。玉川野毛町公園は、区民や民間事業者との対話により取りまとめた玉川野毛町公園拡張事業基本設計書及び玉川野毛町公園既開園区域の基本計画書に基づき、順次工事を進めているところでございます。

本工事は、既開園区域の野球場とその他の施設について、令和八年度から令和九年度にかけて、約一か年で改修工事を行うものであり、本件契約に当たり議決を要する事案となるため、工事の概要等について報告するものでございます。

2 契約件名、3 場所は記載のとおりでございます。

4 相手方は、日勝スポーツ工業株式会社でございます。

5 契約金額は、五億七百六十五万円でございます。

6 工期は、契約の日より令和九年六月二十一日までとなっております。

7 主な工事内容です。主に三か所の工事を行うものとなっております。

右肩二ページを御覧ください。玉川野毛町公園の位置図となっております。

次に、右肩三ページを御覧ください。工事の概要をお示ししております。

㊦野球場は、図面の中央に位置しており、このたび、老朽化に伴う更新でございます。外野、内野とも高さ十五メートルの防球フェンスの整備をして、新たに観戦スペース等の設置を行う予定です。

㊧仮設駐車場については、今後、既存の駐車場の再整備に伴い、暫定的に整備するものでございます。

㊨けやき並木のアスファルト舗装については、仮設事務所、仮設のトイレの設置に伴う歩行環境の仮整備を行うものでございます。

8 これまでの経緯については、令和八年四月に開札、仮契約を締結しております。

最後に、9 今後のスケジュールとなります。令和八年六月、第二回定例会に議案を提出、本契約締結後に工事着手の運びとなります。工事の竣工は令和九年六月を予定しております。

私からの説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**ひうち優子委員** 一年間改修工事を行うということで、ここは、その間、この野球場を使っていた方々への周知や代替の場所はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○**津田公園整備利活用推進課長** 周知については、けやきネットで予約することになりますので、そういうところで周知していく予定になってございます。代替施設については特に御用意はしておりませんので、他の施設について御案内していくという形になりますので、何とぞ御理解いただければと思います。

○**ひうち優子委員** 多分、世田谷区は野球場が少ない中で、やはりこの一年間ということで、お困りの方はいらっしゃると思うので、そのあたりはちょっと考えていただけたらと思います。

○**岡川大記委員** 野球場の塀の高さというか、フェンスの下にあるコンクリートの塀みたいのところですが、子どもが見られないぐらいの高さになっているので、子どもの興味を引くためには、もうちょっと下げたほうがよいようにも思ったのですが、安全上はちょっとあれかもしれないですが、興味を持っても見えないんですよね、何をやっているか分からないので、ちょっと子どもが見られるぐらいの塀の高さにはできないのかなということ、ちょっと質問をさせていただきますか。

○津田公園整備利活用推進課長 このたび、観戦スペースを設けることにしております、そちらについては着座して、子どもでも見られる高さとなっております。

ちょっと今、手元に資料がないので、詳細な高さは分からないのですが、現在の高さよりは低くなっていたと、私、記憶しておりますので、今の時点、御報告させていただきます。

○岡川大記委員 その観戦スペースは、いつでも入れる、野球をやっているときは、練習でも、やっているときは見られるということなののでしょうか。

○津田公園整備利活用推進課長 そのとおりでございます。

○山口ひろひさ委員 そうなんです。今、岡川委員から、小さい子どもは見られないと言うけれども、僕らの子どもの頃は、父親とかに言うと、大きくなったら見られるんだという答えだったのですが、それはよしとして、この観戦スペースは、今、自由に入れるということだったのですが、その前にはネットとかは張ってあるのですか、どのような状況になっているのか。

○津田公園整備利活用推進課長 フェンス等で防護する予定になっております。

○山口ひろひさ委員 もう一回確認で、例えばここを通った方が、野球をやっているから、ちょっと見たいなといったことで、自由に出入りできるという考え方でよいですか。

○津田公園整備利活用推進課長 野球場の開設と言いますか、利用できるときには、利用できるように管理をしていくという予定になっております。

また、先ほどのコンクリート壁については、一メートルの基礎となっておりますので、併せてお知らせさせていただきます。

○畠山晋一委員長 次に、㊦上用賀公園拡張事業公募型プロポーザルの提案限度額の修正について、理事者の説明を願います。

○津田公園整備利活用推進課長 続いて、上用賀公園拡張事業公募型プロポーザルの提案限度額の修正について御説明いたします。

なお、本件は区民生活常任委員会と災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会との併せ報告となります。

まず、1 主旨です。令和七年十月八日に公告した上用賀公園拡張事業公募型プロポーザルの提案限度額に誤りがございました。金額としては約一億二千五百万円を過大に積算したことが判明したもので、御報告するものです。

2のこれまでの経過についてです。令和七年十月八日にプロポーザルの公告を行い、複数の事業者の参加表明があり、五月二十九日の提案の締切りに向けて事務を進めたところ、令和八年四月二十一日に提案限度額の積算に誤りがあることが分かりました。このため、二十二日から二十七日にかけて、積算額の総再点検を行ったところでございます。

ここで、資料右肩二ページ、4事業者への対応を御覧ください。事業者への対応として、積算の誤りが判明した時点で、提案書の締切りと併せて、四月二十八日に応募事業者に積算の誤りを謝罪するとともに、五月二十九日に、提案書の提出期限延長の必要性について協議いたしました。

いずれの事業者からも、提出の期限の延長の必要性はなく、参加についても継続をいただけたとの御連絡をいただきました。

なお、今回の修正は減額であることから、競争性を担保する上での公平性への問題は生じないため、当初のスケジュールどおりの手続を進めてまいります。

資料右肩一ページ目の2、これまでの経過にお戻りください。提案限度額については、改訂版の募集要項に反映し、五月十四日に区のホームページにて既に公開をしております。

次に、3提案限度額の修正内容についてです。本事業の提案限度額については、募集要項公表時である令和七年十月から基本契約締結予定時である令和八年十二月まで、約一年二か月の期間が空いてしまうことから、その間の物価変動見込額を含めて算出して報告しておりました。

当初の提案限度額は、㉔の表の右側にある三百八億六千万円ですが、算出の誤りの訂正により、左側のとおり三百七億五千万円へと減額訂正しております。

その差分の税込み金額は約一億二千五百万円となっております。内訳は、その下の表の記載にございます、本件の積算から生じた項目の内訳のとおり、公園設計監理費と体育館設計監理費でございます。

この設計監理費については、国土交通省が発表している設計業務委託等技術者単価の変動に基づいて算出しておりますが、単価の改定が年一回であるため、これを月ごとの変動率に変換してございます。

右側二ページを御覧ください。令和七年十月から令和八年十二月までの十四か月における変動率を算出して積算しておりましたが、この積算作業において、本来は直近十二か月分の変動率である四・九四八%に対して十二分の十四を乗じて、約五・七七三%とすべき

ところを、変動倍率である一〇四・九四八％に対して十二分の十四を乗じてしまったため、変動率を二二・四三九％として積算を誤ってしまいました。

次に、5再発防止に向けた取組についてです。今回の事例については、ミスが生じた原因や再発防止策を今後取りまとめ、全庁への共有とともに再発防止に努めてまいります。

6今後のスケジュールについてです。当初の予定どおり、令和八年五月二十九日を提案申請に係る書類の受付締切りとして、九月中旬頃には優先交渉権者の決定、十二月には特定事業契約の締結、その後、設計工事を行いまして、令和十一年度に公園部分の一部開設、令和十三年度の全体開設を目指してまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

私からの説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**関口江利子委員** ありがとうございます。上用賀公園の拡張事業についてですが、この間の日曜日ですか、オープンパークがあって、私も行ったのですが、参加する事業者さんが、いつもよりちょっとだけ少なかったのが、すっきりしている一方で、人の滞在時間もそんなに長くなかったのかなというような感想を、よいお天気だったのですが、ちょっとそのように思いました。

この事業者選定の段階に入って、区民の方への情報提供的な部分が、このオープンパークぐらいしかなくなっている状況が続いているかと思うのですが、その間にも、この用賀、上用賀、桜丘周辺に人の出入りなどもあるでしょうし、もう少し情報提供していくべきなのではないかとも思っていて、例えば今度ある区民まつりなどでもブースは出されるようですが、多分公園のことについては、何か去年も、特にしていらっしゃらなかったのですが、何かそういった、今すごく、事業者が決まるまでの隙間時間だと思うのですが、もう少し周辺住民に情報提供して、ああ、ここに公園ができるのだな、体育館ができるのだなというようにしてもらうことはできないでしょうか。

○**津田公園整備利活用推進課長** ありがとうございます。今お話があったオープンパークですが、先日の日曜日は、これまでよりも多い千五百名の参加をいただいております。滞在時間については、ちょっと集計はしておりませんので分かりませんが、今回、対話の機会を新たに設けるとか、区民参加の機運を醸成するというところで、参加型のプログラムを新たに追加したということもございましたので、そういう取組は反響をいただいておりますので、そういうものを通じながら情報共有、さらに事業の理解を深めていきたいと思っ

ております。

お話しのとおり、現在、事業者の選定は行っておりまして、それまでの間はオープンパークが唯一の機会、あとはニュースのお知らせ等になりますので、必要に応じて、今後、事業者が決まるに当たりまして、区と事業者と区民の皆さんと、公園づくり、参加型で進めていくことを考えておりますので、そういう企画も踏まえながら、ちょっと今後、スケジュールについては考えていきたいと思っております。

○関口江利子委員 よろしくお願ひします。例えば、今おっしゃったようなオープンパークの報告のようなものを区報に載せるとかでもよいでしょうし、何かしらちゃんと動いているのだよと。上用賀公園に関しては、全区的な大会が開かれるというような目的や、周辺住民のためというよりは、世田谷区民全員のための公園ということで、世田谷区中もしくは区外から多くの方が利用されるということで、周辺住民の方は、どちらかというところ、すごく不安がありますので、ちょっとしっかり周知をして情報提供を続けていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○畠山晋一委員長 次に、㊦令和八年度地籍調査事業の実施について、理事者の説明を願ひます。

○松本道路管理課長 それでは、令和八年度地籍調査事業の実施について御説明いたします。

初めに、1 主旨でございます。地籍調査事業は、国土調査法に基づき、公図上の土地の地番ごとに、その所有者、地番、地目や境界、土地面積に関する調査を行い、その結果を地籍図及び地籍簿として作成するものでございます。

その後、作成した成果を登記所に送付し、不動産登記法第十四条第一項に規定する地図、いわゆる十四条地図が登記所に備え付けられることとなります。

このたび、今年度より新たに調査に着手する四地区の土地所有者等の方々に対し、調査目的や作業の進め方について周知を図り、事業を実施することとしたため、御報告するものでございます。

続いて、2 実施地区についてでございます。新たに喜多見七丁目第一工区、若林二丁目第三工区、松原四丁目第二工区、大蔵二丁目第二工区の合わせて四地区で調査を実施いたします。

続いて、3 の周知方法についてです。資料二ページから九ページにかけては、別紙1か

ら4としておつけしておりますが、調査地区ごとに作成する《世田谷区からのお知らせ》をおつけしております。本お知らせを調査地区内各戸に配付するとともに、土地所有者に対しては、本お知らせに加えて、資料一〇ページ以降に別紙5としておつけしております。地籍調査説明資料を郵送し、第一回目の立会いの際、改めて本事業の趣旨や今後のスケジュールについて個別に説明しながら進めていくものでございます。

なお、お知らせの裏面、ページで申しますと三ページ、五ページ、七ページ、九ページ、以上の各ページには各地区の区域の詳細として、それぞれ案内図を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、4今後のスケジュールについてです。六月から七月にかけて《世田谷区からのお知らせ》を配付・郵送し、地籍調査事業の周知を行ってまいります。その後、七月頃から第一回目の立会いを行い、順次測量作業を実施してまいります。

令和九年一月頃からは第二回目の立会いを行い、測量結果について御確認いただきます。翌年度の十月から十一月頃にかけては、測量結果を反映した図面など調査結果の閲覧を行い、その後、国や都へ調査に対する認証請求手続を経て、地籍調査の成果を登記に反映していく流れで進めてまいります。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**若林りさ委員** この地籍調査について、昨年度も同様に御報告いただいたと思うのですが、その際、この調査にすごく時間がかかるということと、実施率が東京都二十三区平均九%に対して、世田谷区は四%の進捗率ということについてお伺いしました。その際、別の方法を考えたり検討されるということでしたが、現在どのような方法でしょうか。

○**松本道路管理課長** 昨年の本委員会委員に御質問いただいた今の件についてですが、委員に申し上げた調査手法として、街区境界調査というものが一つございます。

今、世田谷区では、土地の一筆ごとに所有者の地番、地目、筆界を調査して、筆界とか面積に関する測量を実施しているのですが、街区境界調査とは、街区を構成する土地のうち、街区の一番外側の土地、多くはその外側と言うと道路になるケースが多いのですが、その接する土地について先行的に土地所有者の所有者情報、地番、あとその街区外の土地との筆界、これは道路のケースが多いのですが、そこを調査すると。

そして、その街区内土地と街区外土地との筆界とか面積に関する測量を実施するものとして、令和二年に国土調査法が改正され、令和三年からこういう街区境界調査というもの

が制度化されて、他の自治体ではこういう調査を実施しているところもございます。特別区二十三区の中では八区ほどが、こういう街区境界調査を行っております。

世田谷区は、平成十六年から地籍調査に着手しておりまして、この街区境界調査が始まったのが令和三年ということなので、今のところ一筆調査と言って、全て公図の筆ごとに測量をして、立会いを求め、面積を確定していくという調査を行っております。

ただ、街区境界調査をすれば、そのスピードアップの面で、ひょっとしたら効果があるかもしれないというところもありまして、昨年度、一筆調査から街区境界調査に切り替えた自治体さんにヒアリングを行いました。

確かに道路の部分と、その道路に面する民地の境界、三者境と呼ばれるような、道路と民有地との境界を先行して決めていくだけなので、一定のスピードアップは図られるというメリットはあるのですが、後発地区として、その中の部分に手をつけないということになりますので、もし中の部分で、民間取引等で分筆等が発生した場合には、その街区で、行政が主体で調査、画定させた筆界とどう整合を取るのかというようなところの課題もあるというようなヒアリングの結果をいただいております。

今のところメリット、デメリットがあるのかなと思っております、もう少しほかの自治体さんから御意見を伺いたいと思っております。

ちょっと長くなって申し訳ないのですが、今、世田谷区では、令和二年から令和十一年で、国土調査事業十箇年計画ということで、年度ごとに着手すべき地区を定めてはおりません。順調にいけば、第八次ということで、令和十二年度からは、また新たな地区を選定していくという作業になります。

その第八次の中で、今申し上げた街区境界調査、あるいは一筆調査のよしあしを踏まえた中で、庁内議論等も踏まえて、今後の十か年計画の中で、今委員御指摘の部分の踏まえて検討していきたいと思っております。

○若林りさ委員 御説明ありがとうございます。そういう他自治体で先行事例があるということですので、メリット、デメリットを分かった上で、もしスピード感を持っていただけるのであれば、進めていただきたいと思います。

それで、この地籍調査を行っている間は、この地域の方に何か御不便とかをおかけするようなことはあるのですか。

○松本道路管理課長 そうですね、御不便といいますか、その立会い時期によっては、暑い時期に立会いをしていただいたり、どうしても二回、現地で立会い、確認していただく

とか、あと、その完成した成果を、その閲覧をする場所に来ていただいて閲覧していただくというようなところで、御不便はおかけするかと思うのですが、それ以外で何か通常の取引に支障があるとか、そういう部分は特にないかとは思っております。

○若林りさ委員 一地区三年ほどかかるということなので、なるべく御負担もかからないように、スピード感を上げていただきたいと思います。

今回、この地域が選ばれた理由のようなものがありますか。

○松本道路管理課長 基本的には、これまで取り組んできた地区の、またさらに広がりということで計画をしております。

もともと区内で地籍調査が始まったのが、元あった法務局、若林公園の向かいに法務局があったのですが、そこで、法務局ベースで地籍調査が始まりまして、今、そこから広がりを見せている中で、今回、若林二丁目第三工区とかのほうに手をつけ始めているというところがあります。

あと、喜多見七丁目とか大蔵二丁目については、もともと、先ほどもございましたが、外環のまちづくりの中で、こういう地籍調査データがそういうまちづくりに生かせるだろうという庁内の議論もあって、大蔵とか喜多見地区を中心に事業を進めていると。

松原四丁目については、都市計画道路の将来の整備を見据えた調査ということで、それぞれ理由があるのですが、着実に実施しているというところでございます。

○関口江利子委員 ありがとうございます。この資料の、地籍調査説明資料のところちょっとお伺いしたいのですが、右肩一四ページで、筆界が未定になったときに、その所有者の承諾が得られなかった場合に境界線が表示されませんと。そして、書いてあるとおり、このままだと、所有者同士、何か売りたいよとか相続したいよとなったときに、当然もめると思うのですが、それについては「自己負担となります」の一行で終わってしまっていて、これは所有者の体力も、お金も、時間もすごくかかることだと思うのですが、区として、いつかはこの所有者さんたち、何か土地を動かそうとしたときに露呈する話であると思うのですが、何かもうちょっとアドバイスとか助言するようなことはないのですか。

○松本道路管理課長 そうですね、区としては、基本的に標準的な調査年数は定めているのですが、なるべくこういう筆界未定という状況はつくりたくないような形で登記所に送付することが望ましいと考えております。

話合いによって少しでも歩み寄りが見られるようなケースが見えているような状況であ

れば、むげにその年次で切って登記所に送付するというのではなくて、もう少しお話し合い、そこに歩み寄れるところ、測量的な技術的な部分でお話しできるところも含めて、協力しながら、何とか筆界が決まるように努めながら、多少時間をかけてでも、こういう筆界未定は減らした状態で登記所に送れる、ここを第一に考えております。

○**畠山晋一委員長** 次に、㊟せたがや道づくりプラン(案)について、理事者の説明を願います。

○**岸本道路計画課長** それでは、せたがや道づくりプラン(案)について御説明します。

最初に、1 主旨でございます。区は、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針として、平成二十六年三月に、せたがや道づくりプランを策定し、計画的な道路整備を進めてきたところでございます。また、平成二十八年三月には、東京都及び特別区・二十六市二町による東京における都市計画道路の整備方針が計画期間十年間として策定され、令和七年度末での改定が予定されていたことも踏まえ、せたがや道づくりプランについては、新たな整備方針と連動した改定内容となるよう、これまで順次作業を進めてきたところでございます。

本件は、今年一月になりますが、昨年十一月作成の道づくりプラン（素案）に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、このたび案として取りまとめたことから、報告するものでございます。

2 これまでの経緯、3 検討体制については記載のとおりでございます。

続いて、4 素案に対するパブリックコメントの結果についてでございます。一月八日から約一か月間実施し、意見総数は七十八通、百三十八件でございました。

道づくりプラン（素案）の各章に記載する内容に関する意見は四十九件、道路管理に関する意見や交通規制に関する意見など、広く道路に対する意見が八十九件でございました。

詳細については後ほど、右肩二ページから三四ページ、別紙1を御確認いただければと思います。

続いて、5 せたがや道づくりプラン（案）についてでございます。右肩三五ページ、別紙2を御覧ください。素案から案への主な変更点を記してございます。

このうち、大きな変更点としては三つございます。一つ目は、優先整備路線の中から、特に早期着手が望ましい路線という位置づけを加えた点、二つ目は、新しいモビリティに

関する区のことをコラムに掲載した点、三つ目は、ウォークブルに関する区のことをコラムに掲載した点でございます。後ほど本編の中で御説明します。

次に、三六ページから四三ページになりますが、別紙3として、道づくりプラン（案）の概要版を添付してございます。こちらの説明は割愛します。

続いて、右肩四四ページ、別紙4、道づくりプラン（案）でございます。素案から案への主な変更点として、先ほど触れた三点について御説明します。

まず一点目になりますが、右肩一〇〇ページをお開きください。本件プランの計画期間である十五年間のうちに事業着手すべき区間として、区施行の都市計画道路の優先整備路線を七区間（二・八キロメートル）選定してございます。

その中から特に早期着手が望ましい路線として、補助一五四号線松原、補助二一六号線南烏山、世区街七号線上野毛通り、同じく世区街一一、一二号線、成城学園前駅交通広場の五区間（一・四キロメートル）を選定し、集中的に事業着手に向け取り組もうとするものでございます。

位置については、右肩一〇四ページの図を御覧ください。赤い太線が優先整備路線になりますが、そのうち黒い斜線で表示されている箇所が、早期着手が望ましい路線でございます。

続いて、二つ目の変更点でございます。右肩一一八ページをお開きください。道路整備における新しいモビリティへの対応というコラムでございます。コロナ禍を経たライフスタイルの多様化、新しい交通サービス、電動キックボードなどの普及、期待されている自動運転など、社会情勢の変化に対する今後の道路整備の考え方を記してございます。

続いて、三つ目の変更点でございます。次の一一九ページをお開きください。ウォークブルな街づくりへの道づくりの貢献というコラムでございます。ウォークブル推進都市としての世田谷区と今後の道路整備の在り方について記してございます。

最後に右肩一ページになりますが、今後のスケジュールでございます。本件については六月末の策定予定でございます。

説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**たかじょう訓子委員** 新たに早急にでしたか、進める道路として指定されたところですね。今御説明があった一〇〇ページですね。優先整備路線で、優先的に着手すべき区間として七区間が指定されたのですが、この中の特に補助一五四号線については、以前、反対

運動があったところと聞いています。私たちは、もう合意形成なしで進めるべきではないと言ってきましたので、指定された箇所七か所については、住民合意をどのように進めるのかということは非常に重要だと思います。ここについては意見ですが、やるべきではない、合意なしには進めないでいただきたいということを申し述べておきます。

○**畠山晋一委員長** 続きまして、㊦東京外かく環状道路事業（東名ジャンクション周辺）の進捗状況等について、理事者の説明をお願いします。

○**長谷川道路・交通計画部副参事** それでは、東京外かく環状道路事業（東名ジャンクション周辺）の進捗状況等について、私から御説明させていただきます。

資料一ページ目を御覧ください。まず初めに、1主旨でございます。東京外かく環状道路は、首都圏三環状道路の一つであり、首都圏の渋滞緩和や環境改善、円滑な交通ネットワークを実現するための重要な道路として、関越道から東名高速までの間の約十六キロについて、国土交通省と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社の三者が共同して事業を進めております。

本件は、東京外かく環状道路整備事業における進捗状況などについて、区議会に対して随時ポスティング運用により情報提供をしておりますが、その内容について改めて御報告するものでございます。

まず2、外環事業全体での工事の状況について、シールドトンネルの施工状況に関するものを御説明いたします。

こちらの表ですが、掘進済みの延長とそれぞれの進捗率を記載しております。

まず、東名ジャンクション周辺では、本線の北行き、南行きの二本のシールドトンネルと、東名高速と地下の外環道本線とを接続するランプシールドトンネルが二本ございます。

このうち本線トンネルについては、既に世田谷区を通過し、その後、令和二年十月に南行きのシールドトンネルマシンが調布市内で掘進を行っている際、地表面の陥没・空洞事故が発生したため、以降北行きとともに掘進を停止しております。

現在は、被害に遭われた方への補償などと併せ、工事により緩んだ地盤の補修工事が引き続き行われているところでございます。

なお、ランプシールドトンネルについては、一本は掘進を完了し、現在残り一本を施工中でございます。

中央ジャンクション付近及び青梅街道インターチェンジ周辺については、資料記載のとおりとなります。

続いて、大泉ジャンクション周辺でございます。大泉ジャンクションから発進している本線トンネルについては、北行きが杉並区善福寺付近を現在掘進中でございます。

南行きについては、本年一月に発生したシールドマシンの大ギヤの変状に伴う点検及び補修作業のため、現在、練馬区南部の青梅街道インターチェンジの予定地付近において掘進を停止しているところでございます。詳細については、四ページ目、別紙1を後ほど御参照いただければと思います。

続いて、3 東名ジャンクション周辺の工事の状況について御説明します。

まず、①のトンネル部でございます。東名ジャンクション周辺では、東名高速から外環道へ向かうAランプシールドトンネルを現在掘進中でございます。本日時点で、小田急線を越えて本線トンネルと合流する地中拡幅部付近、成城四丁目付近に到達しております。

次に、②の開削部でございます。こちらの箇所においては、荒玉水道道路の迂回路を戻す復旧工事と、一部を占用していた次大夫堀公園えのきひろばの復旧工事がこの四月より行われております。

③のランプ橋部及び④その他については、資料に記載のとおりでございます。詳細については、資料五ページ、別紙2を後ほど御参照いただければと思います。

なお、本年度の工事ですが、こちらの3の表の中にある米印がついているものについて、現在施工中もしくは今後施工を予定しているとのことを事業者から確認しております。

続いて、4 地中拡幅工事について御説明いたします。

東名ジャンクションの地中拡幅部では、本線シールドトンネルとランプシールドトンネルを特殊な合成セグメントで接続する覆工構造により構築することで工事の安全性、耐久性の向上を図ることとしております。

この間、開催されておりますトンネル施工等検討委員会で、南行き、北行きそれぞれについて、施工計画及び地域の安全・安心を高める取組を踏まえた工事の状況等についての確認がされております。

資料八ページ目、資料3-3をお開きください。こちらは南行きの部分拡幅部と標準拡幅部の進捗を示したものとなります。こちらの図の中で、赤枠で囲まれているところが五月一日時点の進捗をお示ししております。

まず、南行きの部分拡幅部ですが、こちらのSTEP 3及び4の坑外掘削となるパイプルーフの発進基地の施工を現在しております。

次に標準拡幅部ですが、こちらは五月一日時点ではSTEP 2のトンネル構内の内部支保工及び坑内設備工を行っていましたが、昨日、来月の六月二日以降、この標準拡幅部において、STEP 3及び4の下半中央部の掘削、すなわち坑外への掘削作業に着手するとの情報提供が事業者よりございました。こちらについては、後ほどポストイングにて情報提供さしあげられればと考えております。

続いて北行きですが、次ページ九ページ目、資料3—4をお開きください。こちらも赤枠で囲まれた箇所が五月一日時点での進捗をお示ししております。

まず部分拡幅ですが、五月一日時点ではSTEP 2の内部支保工の構築を行っていましたが、こちら先日もポストイングにて情報提供しておりますが、五月十八日より、STEP 3及び4の坑外掘削となるパイプルーフの発進基地の施工に着手しております。

なお、標準拡幅部については、現在ランプシールドトンネルの到達を待っているところでございます。

この地中拡幅部工事の詳細については、この資料六ページ目から九ページ目に詳細が載っておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

資料二ページ目へお戻りください。5、外環事業者によるオープンハウスの開催状況でございます。事業者は、外環事業における工事の状況をお知らせするため、定期的に事業進捗に関するオープンハウスを開催しております。

世田谷区に関連するものでは、令和八年一月に、事業進捗に関するものが開催されたほか、四月に東名ジャンクション地上部の躯体構築工事及び公園の復旧工事に関する工事の説明会が開催されております。こちら、詳細についてはポストイングにて情報提供しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続いて、6東名以南の進捗状況についてでございます。東京外かく環状道路について、東名高速道路から南側の湾岸道路までの間の東名以南について、予定路線としての位置づけがあるものの、計画が具体化されていない状況でございます。

この間、計画の具体化に向けて必要な意見交換や検討を行うことを目的とした国、東京都、川崎市の三者で構成される計画検討協議会が開催されており、計画の必要性や概略ルートに関する論点などについて検討が行われてきたところでございます。

直近では令和八年、本年三月に第八回の計画検討協議会が開催され、広域的な道路ネッ

トワークの機能強化の取組の事例紹介や、期待される効果などを踏まえた湾岸道路との接続位置について、既存の道路交通への影響や事業性などが確認されております。

次回以降、東京外環と第三京浜道路との接続の検討を進めるとともに、社会情勢の変化を踏まえた上で、計画の基本的な方針の取りまとめに必要な検討を進めるとともに、引き続き川崎縦貫道路の計画と一本化する場合について、整備効果や起終点、費用負担の考え方についての検討を進めることが確認されております。

区としましては、引き続き計画の早期実現を進めるとともに、具体化に当たっては、透明性の高いプロセスの中で、自然環境や地形にも配慮した上で検討を進めてほしい旨求めてまいります。

最後になりますが、東名ジャンクションでは3で御説明した工事を進めており、区としては、引き続き安全に留意し、より細心の注意を払って工事を進めるとともに、適時地域住民への情報提供を行い、不安の解消に努めるよう事業者に求めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、㊦自動車事故の発生について、理事者の説明を願います。

○**高橋工事第一課長** それでは、自動車事故の発生について御報告いたします。

初めに、1事故の概要でございます。

㊦発生日時は令和八年五月十一日午後一時三十分頃でございます。

㊦発生場所から㊦損傷の程度については、別紙右上三ページを御覧ください。

事故の内容についてですが、当課の職員が、区車両を、作業現場付近の道路幅員約三・二メートルの区道上に駐車して道路維持作業を行っていた際、対向車の進入があり、その対向車を避けるため、車両を宅地側に寄せたところ、区車両左側前方の方向指示器が民地内の防護柱に接触したことで、これを損傷させてしまったものでございます。

四ページ目には、現地の写真を載せております。

一ページ目にお戻りいただけますでしょうか。2事後の対応でございます。現在、相手方には、誠意を持って示談交渉を行っております。

また、本事故を踏まえ、改めて職員に対し、細心の注意を払って運転するように指導するとともに、今後も事故防止に向けて職員への指導を継続して行ってまいります。

このたびは申し訳ございませんでした。

報告は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、(三)東京都市計画地区計画の決定（下高井戸駅周辺地区）及び関連都市計画の変更等について、理事者の説明を願います。

○**丸山北沢総合支所街づくり課長** 東京都市計画地区計画の決定（下高井戸駅周辺地区）及び関連都市計画の変更等について御説明いたします。

本件は、令和八年二月四日の都市整備常任委員会において案の報告をさせていただきました。このたび、世田谷区都市計画審議会から答申を受け、都市計画を決定し、地区街づくり計画を策定するため、御報告いたします。

1 主旨は、記載のとおりです。

2 対象地区を御覧ください。地区計画の予定区域は、斜めのハッチで示した区域です。

二ページを御覧ください。3 これまでの経緯です。令和五年六月より、街づくり懇談会等を計九回開催し、地域にお住まいの方々と意見交換を重ねながら検討してまいりました。

本年二月に都市計画法第十七条による地区計画等（案）の公告・縦覧及び街づくり条例第十四条による地区街づくり計画変更（案）の公告・縦覧を行い、四月の都市計画審議会に諮問し、答申を受けました。

4 地区計画（案）について、5 関連する都市計画の変更等についてです。前回報告時より内容に変更はございませんので、図書の説明は割愛させていただきます。

地区計画の（案）については別紙1、高度地区の変更については別紙2、用途地域の変更、別紙4、防火地域・準防火地域の変更、別紙3、地区街づくり計画の変更は別紙5に図書を添付しております。

三ページを御覧ください。6 都市計画（案）及び地区街づくり計画（案）に対する縦覧・意見書についてです。縦覧及び意見書の受付を記載の期間実施しまして、地区計画（案）について三通（三名）の意見書提出がございました。

主な意見としては、地区計画の策定プロセスに関する意見、壁面後退距離七十センチについて撤廃もしくは見直しを求める意見、また、二つの駅前広場がともに駅北側に偏るた

め、駅南側の利便性向上を求める意見などです。

意見書の詳細と区の見解については四から七ページにまとめておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に7今後のスケジュールです。令和八年六月の決定を目指し進めております。

御報告は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 次に、㊦その他でございますが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 以上で報告事項の聴取を終わります。

○**畠山晋一委員長** 次に、2 協議事項に入ります。

㊧行政視察について協議をいたします。まず日程についてですが、事前に調整をさせていただきましたが、七月十四日火曜日から七月十五日水曜日の一泊二日で皆さん御都合がよろしいと伺っておりますので、改めてここで決定をさせていただきたいと思っております。

行政視察の日程について、七月十四日火曜日から七月十五日水曜日とすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** それでは七月十四日火曜日から十五日水曜日の一泊二日の日程で行政視察の準備を進めることといたします。

続いて、視察項目、また視察先等についてですが、特に御提案があれば伺いたと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。では、正副御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 御一任いただきましたので、視察項目、また視察先等については正副委員長で協議し、次回委員会で正副委員長案をお示ししたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○畠山晋一委員長 次に、㊦次回委員会の開催についてですが、第二回定例会の会期中でございます六月十六日火曜日午前十時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 それでは、次回委員会は六月十六日火曜日午前十時から開催予定とすることに決定をいたします。

以上で協議事項を終わります。

○畠山晋一委員長 そのほか皆様のほうで何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 特にないようですので、以上で本日の都市整備常任委員会を散会いたします。

午前十一時五十四分散会
